

改正後（新）	改正前（旧）
<p>秋田県 I C T 活用モデル工事実施要綱</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この要綱は、秋田県が発注する I C T 活用モデル工事に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 I C T 活用モデル工事は、次の①から⑤までに掲げる段階で I C T 施工技術を活用する建設工事をいう。工種毎の該当段階及び具体的な内容は、それぞれ実施要領によるものとする。</p> <p>① 3次元起工測量 ② 3次元設計データの作成 ③ I C T 建設機械による施工 ④ 3次元出来形管理等による施工管理 ⑤ 3次元データの納品</p> <p>（I C T 活用モデル工事の実施）</p> <p>第3条 I C T 活用モデル工事は、次に掲げるいずれかの方式により実施するものとする。ただし、工種毎の該当方式は、それぞれ実施要領によるものとする。</p> <p>(1) 発注者指定型 発注者指定型とは、I C T 活用モデル工事の実施を設計図書において義務づける方式であり、秋田県建設工事入札制度実施要綱（昭和62年4月22日付け監-134）に定める入札審査会等の審議を経て発注者が指定する建設工事とする。</p> <p>(2) 受注者希望型 受注者希望型とは、I C T 活用モデル工事の実施を受注者が選択できる方式であり、受注者からの施工計画書の提出前に、発注者に対して I C T 活用の実施について協議があった工事のうち、発注者が認めて指示した建設工事とする。</p> <p>（I C T 活用モデル工事の対象工種）</p> <p>第4条 I C T 活用モデル工事の対象となる工種は、次に掲げるものとする。工種毎の具体的な内容は、それぞれ実施要領によるものとする。</p> <p>(1) 土工 (2) 補装工 (3) 河川浚渫 (4) 地盤改良工 (5) 法面工 (6) 付帯構造物設置工 (7) 作業土工（床掘）</p>	<p>秋田県 I C T 活用モデル工事実施要綱</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この要綱は、秋田県が発注する I C T 活用モデル工事に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 _____</p> <p>_____この要綱において、 次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>① I C T 活用モデル工事 第①号から第⑤号までに掲げる全ての作業を行う建設工事をいう。 ② 3次元起工測量 次に掲げる起工測量をいう。 ③ 空中写真測量（無人航空機）を用いた起工測量 ④ レーザースキャナを用いた起工測量 ⑤ ②又は④に掲げるもののほか、3次元計測技術を用いた起工測量 ⑥ 3次元設計データの作成 ②次元起工測量により得られたデータを用いて、第⑤号の①から⑤までの出来形管理を行うための3次元設計データを作成することをいう。 ⑦ I C T 建設機械による施工 ⑧次元設計データを用いて、次に掲げる I C T 建設機械により施工することをいう。 ⑧ 3次元マシンコントローラ（ブルドーザ） ⑨ 3次元マシンコントローラ（バックホウ） ⑩ 3次元マシンガイダンス（ブルドーザ） ⑪ 3次元マシンガイダンス（バックホウ） ⑫ 3次元マシンコントローラ（モータグレーダ） ⑬ 3次元出来形管理等による施工管理 工事完成物に対して行う、次に掲げる施工管理をいう。 ⑭ 空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理 ⑮ レーザースキャナを用いた出来形管理 ⑯ ⑦～⑪の他の3次元計測技術を用いた出来形管理 ⑰ G N S T による締固め回数の管理 ⑱ 3次元データの納品 第②号から前号までに掲げる作業により得られた3次元データをデータディバイダー その他の電子媒体に複写したものを工事完成書類として納品することをいう。</p> <p>（I C T 活用モデル工事の実施）</p> <p>第3条 I C T 活用モデル工事は、次に掲げるいずれかの方式により実施するものとする。_____</p> <p>(1) 発注者指定型 発注者指定型とは、I C T 活用モデル工事の実施を設計図書において義務づける方式であり、秋田県建設工事入札制度実施要綱（昭和62年4月22日付け監-134）に定める入札審査会等の審議を経て発注者が指定する建設工事とする。</p> <p>(2) 受注者希望型 受注者希望型とは、I C T 活用モデル工事の実施を受注者が選択できる方式であり、受注者からの施工計画書の提出前に、発注者に対して I C T 活用の実施について協議があった工事のうち、発注者が認めて指示した建設工事とする。</p> <p>（I C T 活用モデル工事の対象工種）</p> <p>第4条 I C T 活用モデル工事の対象となる工種は、次に掲げるものとする。_____</p> <p>(1) 土工においては、次の要件を満たすものとする。 ①次に掲げる設計書の工事工種体系に該当する建設工事であること。 イ) 河川土工又は海岸土工の掘削工、盛土工又は法面整形工 ロ) 道路土工の掘削工、路床盛土工、路床盛土工又は法面整形工 ②発注者指定型により実施する場合は、土工量（総移動土量）が1,000立米以上となる建設工事であることとし、受注者希望型の場合は、規模は問わないものとする。 (2) 補装工においては、次の要件を満たすものとする。 ①次に掲げる設計書の工事工種体系に該当する建設工事であること。 イ) 補装工又は付帯道路工のアスファルト舗装工、半たわみ舗装工、排水性舗装工、透水性舗</p>

改正後（新）	改正前（旧）																
	<p style="text-align: right;">装工、又はグースアスフルト舗装工とし、不陸整正及び路盤工は含るものとする ②発注者指定型により実施する場合は、舗装面積が3,000平米以上となる建設工事であることをとし、受注者希望型の場合は、規模は問わないものとする。</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>																
(関係基準類)	(関係基準類)																
第5条 発注者及び受注者は、ICT活用モデル工事を実施するに当たっては、次に掲げる基準類を準用又は参考とすること。 (1) 国土交通省その他の機関が定めた基準類 (2) 発注者が指定する基準類	第5条 発注者及び受注者は、ICT活用モデル工事を実施するに当たっては、次に掲げる基準類を準用又は参考とすること。 (1) 国土交通省その他の機関が定めた基準類 (2) 発注者が指定する基準類																
(工事成績評定)	(工事成績評定)																
第6条 発注者は、ICT活用モデル工事を完成させた受注者に係る工事成績評定（工事特性）に次表のとおりの加点を行うものとする。	第6条 発注者は、ICT活用モデル工事を完成させた受注者に係る工事成績評定（創意工夫_____）に_____点の加点を行うものとする。																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>工種</th> <th>加点数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ICT土工</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>ICT舗装工</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>ICT河川浚渫</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>ICT地盤改良工</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>ICT法面工</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>ICT付帯構造物設置工</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>ICT作業土工（床掘）</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	工種	加点数	ICT土工	4	ICT舗装工	4	ICT河川浚渫	4	ICT地盤改良工	4	ICT法面工	2	ICT付帯構造物設置工	—	ICT作業土工（床掘）	—	
工種	加点数																
ICT土工	4																
ICT舗装工	4																
ICT河川浚渫	4																
ICT地盤改良工	4																
ICT法面工	2																
ICT付帯構造物設置工	—																
ICT作業土工（床掘）	—																
※ICT活用モデル工事の主工種（1工種）について加点を行う。 ※主任監督員の評価において、考察項目「4. 工事特性」細別「I. 施工条件等への対応」対応事項「V. その他」で加点することとし、対応事項Ⅰ～IVにおいて重複評価しないものとする。																	
(実施証明書)	(実施証明書)																
第7条 発注者は、次表により、秋田県ICT活用モデル工事を実施し、その完成検査に合格した受注者に対して、秋田県モデル工事実施証明書発行要領に定める実施証明書を発行するものとする。	第7条 発注者は、秋田県ICT活用モデル工事を実施し、その完成検査に合格した受注者に対して、秋田県モデル工事実施証明書発行要領に定める実施証明書を発行するものとする。																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>工種</th> <th>発行の有・無（－）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ICT土工</td> <td>有</td> </tr> <tr> <td>ICT舗装工</td> <td>有</td> </tr> <tr> <td>ICT河川浚渫</td> <td>有</td> </tr> <tr> <td>ICT地盤改良工</td> <td>有</td> </tr> <tr> <td>ICT法面工</td> <td>有</td> </tr> <tr> <td>ICT付帯構造物設置工</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>ICT作業土工（床掘）</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	工種	発行の有・無（－）	ICT土工	有	ICT舗装工	有	ICT河川浚渫	有	ICT地盤改良工	有	ICT法面工	有	ICT付帯構造物設置工	—	ICT作業土工（床掘）	—	
工種	発行の有・無（－）																
ICT土工	有																
ICT舗装工	有																
ICT河川浚渫	有																
ICT地盤改良工	有																
ICT法面工	有																
ICT付帯構造物設置工	—																
ICT作業土工（床掘）	—																
(実施報告)																	
第8条 ICT活用モデル工事の実施が決定した際には、発注者はその都度、技術管理課へ報告するものとする。																	
(入札公告等)																	
第9条 ICT活用モデル工事の入札公告等においては、次に掲げることを実施するものとする。 (1)発注者指定型の場合は、発注概要書にその旨を記載するものとする。 (2)特記仕様書及び現場説明書に必要事項を記載するものとする。	<hr/> <hr/> <hr/> <hr/>																
(施工前協議及び施工計画書等)																	

改正後（新）	改正前（旧）
<p>第10条 ICT活用モデル工事の施工前協議及び施工計画書等においては、次に掲げることを実施するものとする。</p>	
<p>(1)モデル工事においてICTを活用する場合は、別紙1を参考としたICT活用計画書と工事打合簿を作成し、受注者間で協議を行うこととする。</p>	
<p>(2)当面の間、監督及び検査等に係る必要機器（3次元データ等の閲覧が可能なパソコン等）は受注者が用意することとする。</p>	
<p>（効果検証、現場見学会）</p>	
<p>第11条 ICT活用モデル工事の効果検証、現場見学会を実施する場合は、次に掲げることによるものとする。</p>	
<p>(1)受注者にICT技術活用の効果検証等を求める場合は、受注者と事前協議を行うものとする。</p>	
<p>(2)現場見学会等を開催する場合は、受注者と事前協議を行うものとする。</p>	
<p>(3)(1)(2)を実施する場合、必要経費を別途計上する。</p>	
<p>（工事名標示板）</p>	
<p>第12条 ICT活用モデル工事における工事名標示板の標示例は次に掲げることによるものとする。</p>	
<p>(1)発注者は、受注者に別紙2を参考とした工事名標示板を現場に設置させるものとする。</p>	
<p>（アンケート）</p>	
<p>第13条 ICT活用モデル工事におけるアンケートに実施は次に掲げることによるものとする。</p>	
<p>(1)発注者は受注者に、別紙3のアンケートを記入させ、技術管理課に提出させるものとする。</p>	
<p>（その他）</p>	
<p>第14条 この要綱に定めるもののほか、ICT活用モデル工事に関し必要な事項は、別に定める。</p>	
<p>附 則 この要綱は、平成29年5月30日から施行する。</p>	
<p>附 則（平成30年6月1日技管－207） 1 この要綱は、平成30年6月18日から施行する。</p>	
<p>附 則（令和元年6月7日技管－166） 1 この要綱は、令和元年7月1日から施行する。</p>	
<p>附 則（令和2年9月8日技管－295） 1 この要綱は、令和2年10月1日から施行する。</p>	
<p>附 則（平成30年6月1日技管－207） 1 この要綱は、平成30年6月18日から施行する。</p>	
<p>附 則（令和元年6月7日技管－166） 1 この要綱は、令和元年7月1日から施行する。</p>	